

令和6年度事務事業評価（外部評価）傍聴要領

1. 傍聴の手続きについて

- （１）傍聴を希望する方は、開催予定時刻までに受付で住所、氏名を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- （２）傍聴の定員は20名とします。（記者は除く。）
- （３）先着順で受け付けを行い、定員になり次第受付を終了します。

2. 傍聴者の守るべき事項

- （１）事務事業評価（外部評価）実施中は、静粛に傍聴して下さい。
- （２）事務事業評価（外部評価）実施中は、携帯電話の電源を切って下さい。
- （３）事務事業評価（外部評価）実施中は、発言、質問をする事はできません。
- （４）事務事業評価（外部評価）実施中は、発言内容に公然と批評を加えたり、拍手その他の方法により賛成、反対などの意向等を表明することはできません。
- （５）会場内に、評価対象事業に対して、傍聴者の意思を表明するもの（のぼり、旗、プラカード、横断幕など）を持ち込まないでください。
- （６）会場内で飲食・喫煙はできません。
- （７）会場内で写真撮影、録画、録音等はできません。
- （８）報道関係者による取材・撮影が行われる場合がありますので、ご協力願います。
- （９）会場には、危険物等の持ち込みは、出来ません。
- （１０）その他、秩序を乱したり、進行を妨害するようなことは、出来ません。
- （１１）傍聴される方は事務局の指示に従ってください。

3. 違反者に対する措置

傍聴者が以上の事をお守りいただけない場合には、事務局より注意を行うものとし、なお、これに従わない場合は、退場していただく場合があります。

（事務局：根室市総合政策部総合政策室）